

# 関特別支援学校 いじめ防止基本方針（改訂版）

平成29年11月1日

平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」について平成25年9月28日に施行された。その第14条には地方公共団体がすべきこととして「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことやその附属機関を置くこともできるとしている。

学校においては、第13条と第22条で次のような記載がある。

## 法：第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

つまり、現在いじめが確認されて「いる」「いない」に関わらず、必ずいじめに対する基本的な方針を定め、外部専門家の参画によるいじめへの適切な対応を図るための組織を作成することになった。

## ■いじめの定義

### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ■基本的な考え方

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての教職員が未然防止に取り組む。

### 1 いじめ防止基本方針の目的

以下の取組を通して、当校の全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる関特別支援学校作りを進め、児童生徒の尊厳を保持する。

- (1) 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- (2) 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- (3) 関特ニコニコキャンペーン等の取組によりお互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- (4) 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- (5) いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

名称 関特別支援学校 いじめ防止対策委員会

	構成員
いじめ防止対策委員会 通常委員会	<p>&lt;校内&gt;校長、教頭、担当部主事、部主事、生徒支援部長、教務部長、保健安全部長、教育相談担当、養護教諭、各学部生徒指導担当、舎務部長、寄宿舍指導員主任</p> <p>&lt;校外&gt;スクールカウンセラー（SC）、PTA 本部役員（保護者代表）、学校評議委員（地域代表）</p>
<u>生徒支援委員会</u> 何らかの兆候が感じられる場合 (調査開始)	<p>&lt;校内&gt;校長、教頭、部主事、生徒支援部長、該当学部生徒支援担当、その他該当職員</p>
<u>危機管理委員会</u> 重大事態発生時の緊急調査組織	<p>&lt;校内&gt;校長、教頭、部主事、生徒支援部長、教務部長、保健安全部長、舎務部長、その他該当職員</p> <p>&lt;校外&gt;SC、(保護者代表)、(地域代表)、地域担当生徒指導主事、弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー（SSW）、(関警察署 生活安全課) その他外部専門家等（必要に応じて適宜）</p>

(2) 具体的な取組

未然防止の取組	早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）	いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会会議</li> <li>・校内研修（教職員の資質能力向上のための校内研修）</li> <li>・児童生徒向け講話</li> <li>・取組の企画や実施（教育課程に基づいて）</li> <li>・情報モラル研修会（生徒・保護者）</li> <li>・スクールバス添乗員研修・情報交換会</li> <li>・職員人権教育研修会</li> <li>・体罰根絶に関する講話</li> <li>・各取組の有効性の検証チェック（基本方針・実施計画・内容等）</li> <li>・各学部等交流学习</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート</li> <li>・教育相談週間</li> <li>・保護者懇談</li> <li>・職員朝会・学部会での情報交換</li> <li>・スクールバス添乗員研修情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会への報告</li> <li>・委員会による会議</li> <li>・いじめた側への指導</li> <li>・いじめられた側への支援</li> <li>・保護者への連絡と協力体制の確認</li> <li>・他の児童生徒への支援</li> </ul>

### (3) 未然防止の取組について

#### ① いじめの防止のための措置

##### ア) いじめについての共通理解

- ・校内研修（教職員の資質能力向上のための校内研修）や職員会議で周知を図り、早期発見に努め、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・児童生徒に対して、日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

##### イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育の充実、交流活動や体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・児童生徒会活動等を通じた、児童生徒自らが行う活動等の体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・講話（いじめ防止やそれに関わる人権教育、いじめに繋がる SNS、携帯電話やスマートフォン等のメールを利用した情報モラル教育を含む）を通して人権意識や情報モラルの向上を図る。

##### ウ) 指導上の留意点

- ・授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと。
- ・ストレスを感じた場合でも、ストレスに適切に対処できる力（レジリエンス）を育むことに留意こと。

② いじめ防止プログラム

月	学校	取組内容	備考
4	入学式 始業式	・児童生徒及び保護者へのいじめ防止基本方針についての説明会 ・職員朝会、部会での情報交換	保護者懇談
5	ふれあいまつり	・スクールバス添乗員向け研修会、情報交換会 ・職員朝会、部会での情報交換	関商工交流
6	進路体験実習	・第1回教育相談アンケート ・教育相談週間 ・職員朝会、部会での情報交換 ・ニコニコキャンペーン(仲間の良い所探し)開始 ・第1回いじめ防止対策委員会	下有知小交流
7	終業式	・第1回県いじめ調査(4～7月) ・生徒保護者向け情報モラル研修会 ・児童生徒向け講話 ・職員朝会、部会での情報交換 ・教育相談「ニコニコ通信」発行	保護者懇談 関有知高交流
8	始業式	・職員人権教育研修会	
9	運動会	・職員朝会、部会での情報交換	関高交流
10	修学旅行	・スクールバス添乗員向け研修会、情報交換会 ・職員朝会、部会での情報交換	下有知小交流
11	学校祭	・教育相談週間 ・第2回教育相談アンケート ・職員朝会、部会での情報交換	関高交流 藍川中交流 関商工交流
12	終業式	・第2回県いじめ調査(8～12月) ・児童生徒向け講話 ・職員朝会、部会での情報交換 ・教育相談「ニコニコ通信」発行	保護者懇談 関高交流 関有知高交流
1	始業式	・スクールバス添乗員向け研修会、情報交換会 ・職員朝会、部会での情報交換	
2		・第3回教育相談アンケート ・第2回いじめ防止対策委員会 ・職員朝会、部会での情報交換	
3	卒業式 終業式	・第3回県いじめ調査(1～3月) ・児童生徒向け講話 ・職員朝会、部会での情報交換	保護者懇談

### 3 いじめ問題発生時の対処

#### (1) 兆候や発見時の初期対応

調査開始

まずは当該学部職員と生徒支援部を中心に事実確認や調査を行う。



#### (2) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

##### 法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの可能性があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・ いじめ防止対策委員会、生徒支援委員会による対応

[対応順序]

- ・ 教職員は速やかに、いじめ防止対策委員会へいじめの情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係児童生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（いじめの定義に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該児童生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

**法：第28条**

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

＜重大事態＞

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に調査に着手）

（※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時：重大事態が発生したとして報告・調査等にあたる）

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ 危機管理委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護

者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。

- ・調査結果は県教委に報告する（県教委から知事に報告する）。
- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

### (3) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの案件が満たされていること。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 4 情報等の取扱い

### (1) 個人調査データについて

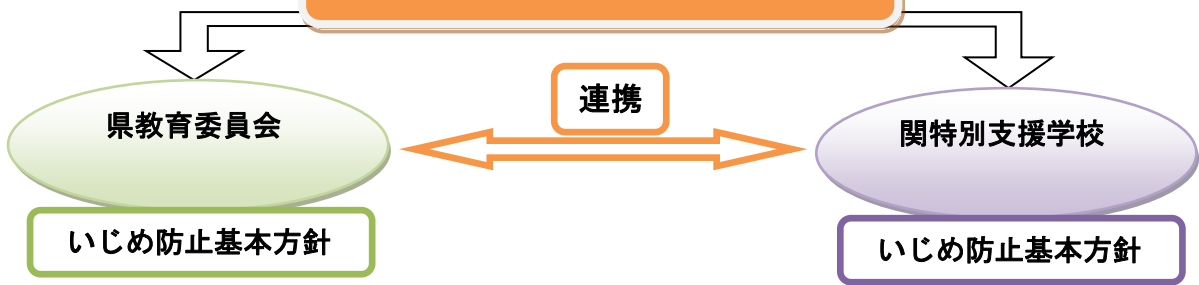
いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、児童生徒の個人調査データは、児童生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に児童生徒の自殺等が発生した場合、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

※ 心のアンケート調査、心理検査等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等、在学中及び卒業後1年間は保管する（2次資料及び調査報告書は5年保存）。

### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、児童生徒の性格や生活実態等を事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、児童生徒指導に積極的に活用する。

# いじめ防止対策推進法



【県教委】 岐阜県いじめ問題対策検討会  
(県方針の検討・関係団体との  
情報共有・市町村連携)

【常設】(年2回程度)  
いじめ防止対策委員会  
(学校方針の検討・情報共有・反省)

【県教委】 岐阜県いじめ防止対策審議会  
(直接、重大事態の再調査にあたる)

\* 兆候があった場合調査開始

【仮設】(いじめ事案発生時)

生徒支援委員会⇔いじめ防止対策委員会(兼 調査組織)  
(いじめの認定・対応・説明・指導)

報告書の作成と被害者への提示

解決

再調査

(重大事態に発展)

危機管理委員会

解決

(継続的なケア)

\* 必要な外部人材を加えることができる

[詳しい調査の実施]

・アンケート ・聞き取り 等

報告書の作成と被害者への提示

県教委の判断

(学校での解決が困難)

解決

(継続的なケア)

被害者の不服  
再調査の依頼

県

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会  
(知事部局によるいじめの再調査)  
(構成員は全て第三者による調査)